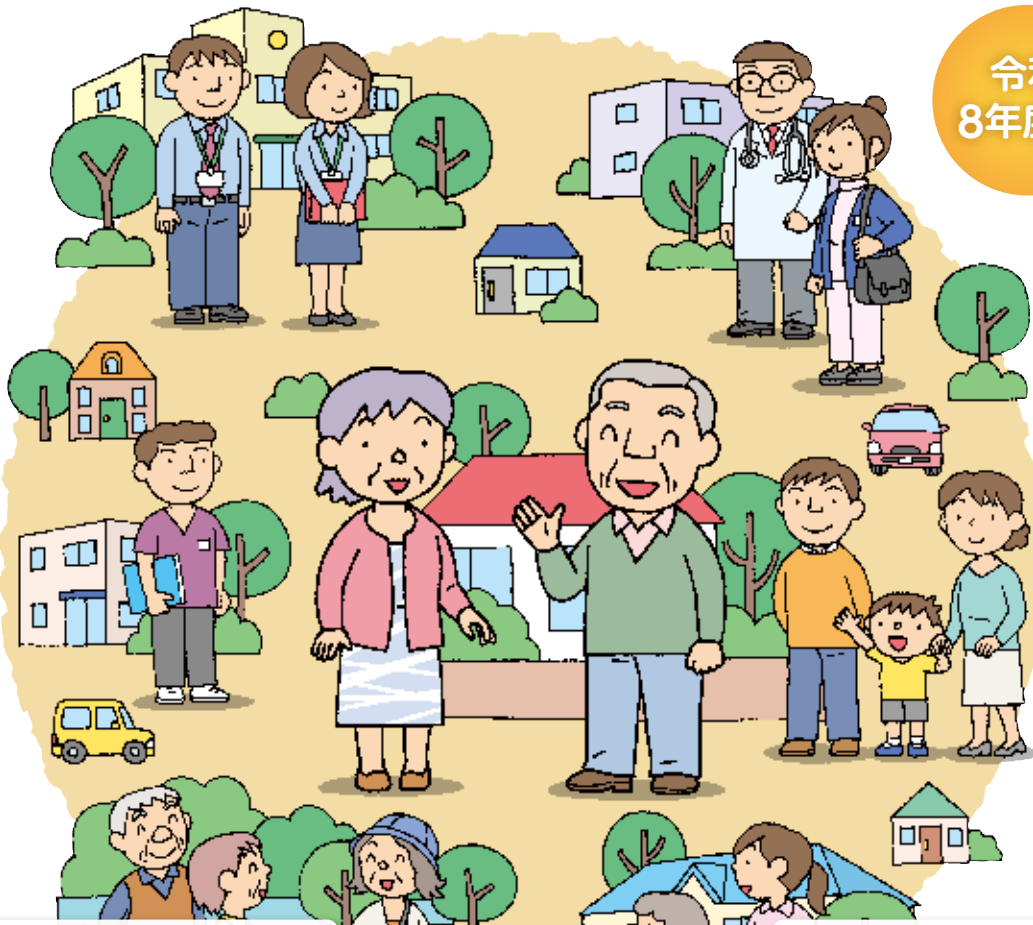


あなたの笑顔を支える

# 介護保険

令和  
8年度版



パソコンやスマートフォンから阿南市内の介護サービスが検索できます。

介護サービス検索  
「ちずプラ」



介護保険制度のしくみを動画で説明しています。



もくじ

● 介護保険のしくみ	1	● 利用できるサービス	15
● 介護保険料	5	● 在宅サービス	15
● 介護保険の保険証	7	● 施設サービス	21
● 利用者の負担	8	● 地域密着型サービス	24
● 利用の手順	11	● 介護予防・日常生活支援総合事業	27
● ケアプランの作成	13	● 市内の事業所・お世話センター等一覧	29

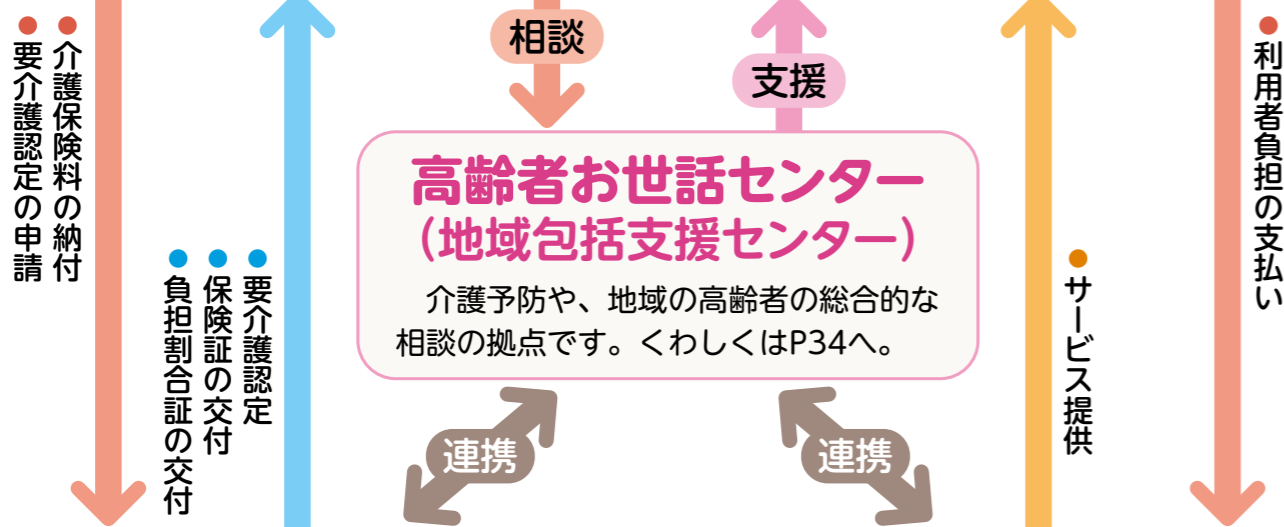
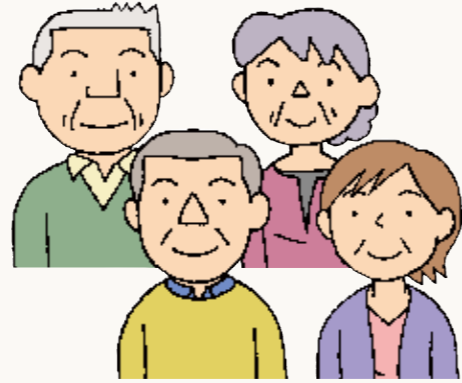
掲載している内容については、今後見直される場合があります。

# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんが被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を支払うことで介護保険のサービスを利用できるしくみです。

## 40歳以上の人（被保険者）

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するために要介護認定の申請をします。
- サービスを利用したら、利用者負担を支払います。



## 高齢者お世話センター (地域包括支援センター)

介護予防や、地域の高齢者の総合的な相談の拠点です。くわしくはP34へ。

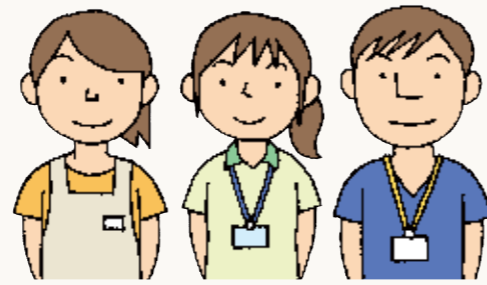
## 阿南市（保険者）

- 介護保険制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスの確保や整備をします。



## サービス事業者

- 都道府県などの指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などがサービスを提供します。



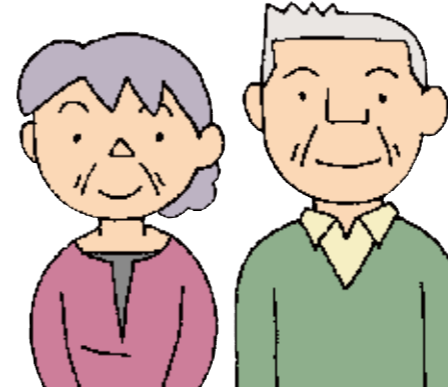
● 介護報酬の支払い

● 介護報酬の請求

介護保険制度の加入に手続きは必要ありません。40歳になると自動的に被保険者になり、65歳になると第1号被保険者に切り替わります。

## 65歳以上の人

## 第1号被保険者

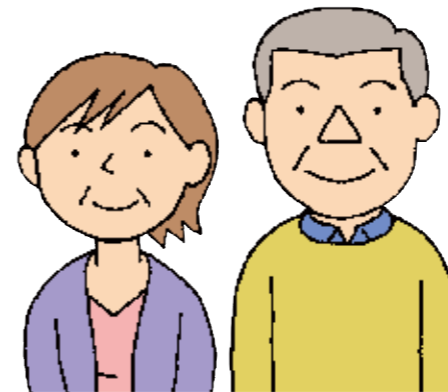


介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者の不法行為が原因で介護保険を利用する場合は、市区町村へ届け出が必要です。示談前に阿南市介護保険課へご連絡ください。

## 医療保険に加入している 40～64歳の人

## 第2号被保険者



特定疾病により介護や支援が必要になったときに、市区町村の認定を受けてサービスが利用できます。

交通事故や転倒などが原因の場合は、介護保険は利用できません。

**特定疾病** 加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

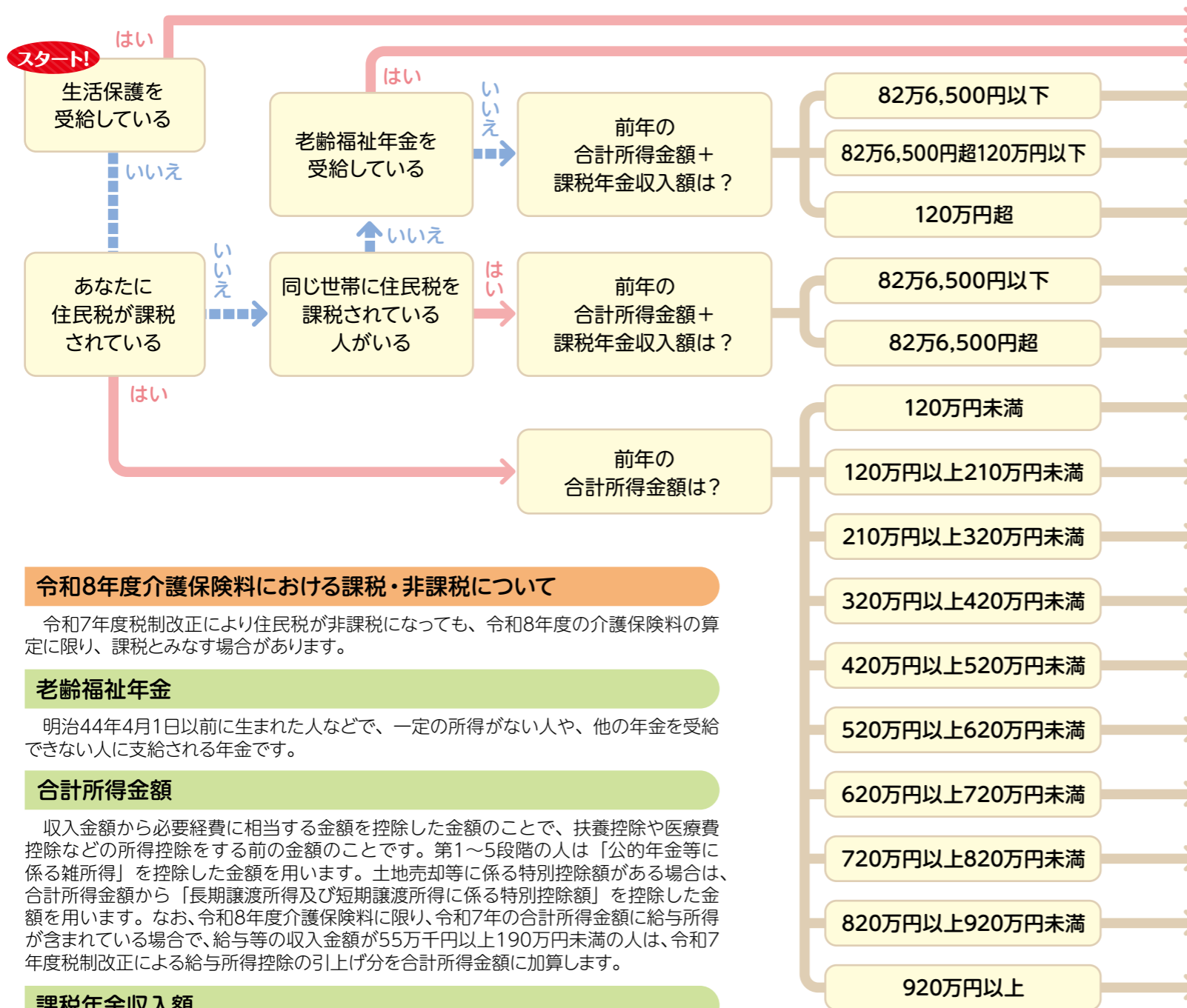
- **がん**  
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る)
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **脊髄小脳変性症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **脊柱管狭窄症**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**

# 65歳以上の人の介護保険料

市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。



## 介護保険料の決まり方 (令和6~8年度)



### 令和8年度介護保険料における課税・非課税について

令和7年度税制改正により住民税が非課税になっても、令和8年度の介護保険料の算定に限り、課税とみなす場合があります。

#### 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

#### 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1~5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。なお、令和8年度介護保険料に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の人は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。

#### 課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

## 介護保険料の基準額

基準額  
(年額)

市区町村で介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分 (23%)

市区町村の65歳以上の人数

### 令和8年度の介護保険料

段階	対象者	算定割合 (基準保険料×)	年額保険料	月額保険料 (参考)
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ●市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の方	0.285	22,800円	1,900円
第2段階	●市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円超120万円以下の方	0.485	38,800円	3,233円
第3段階	●市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.685	54,700円	4,558円
第4段階	●市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の方	0.9	71,800円	5,983円
第5段階	●市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円超の方	1.0	79,800円	6,650円
第6段階	●市民税課税の方で合計所得金額が120万円未満の方	1.2	95,700円	7,975円
第7段階	●市民税課税の方で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	103,700円	8,641円
第8段階	●市民税課税の方で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	119,700円	9,975円
第9段階	●市民税課税の方で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	135,600円	11,300円
第10段階	●市民税課税の方で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	151,600円	12,633円
第11段階	●市民税課税の方で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	167,500円	13,958円
第12段階	●市民税課税の方で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	183,500円	15,291円
第13段階	●市民税課税の方で合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.4	191,500円	15,958円
第14段階	●市民税課税の方で合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.5	199,500円	16,625円
第15段階	●市民税課税の方で合計所得金額が920万円以上の方	2.6	207,400円	17,283円

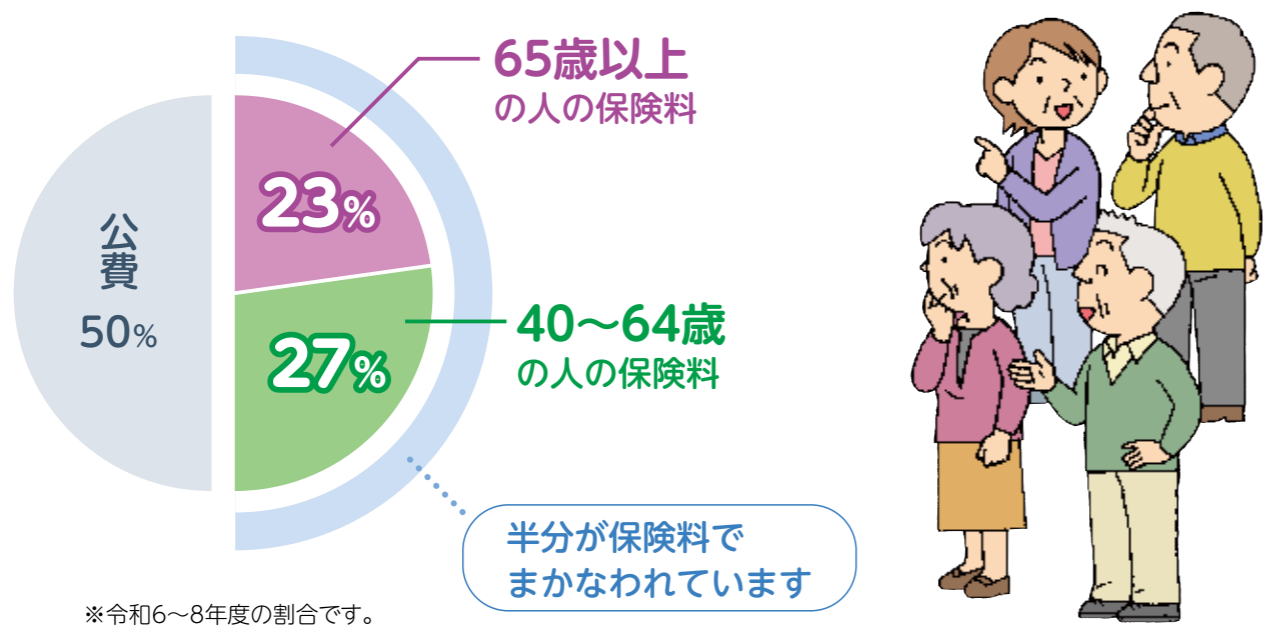
※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※第1~3段階は、公費による負担軽減後の保険料率です。

# 介護保険料

介護保険は、40歳以上の方が納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源構成 (利用者負担分は除く)



## 40～64歳の人 (第2号被保険者) の保険料

40～64歳の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まります。医療保険料と合わせて納めます。

### 国民健康保険に加入している人

**決まり方** 国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決まります。

**納め方** 医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

### 職場の医療保険に加入している人

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

**決まり方** 医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決まります。

**納め方** 医療保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

### 納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納めます。受給している年金額によって、納め方は2通りに分かります。  
※納め方は法律で決まっているため、選ぶことはできません。

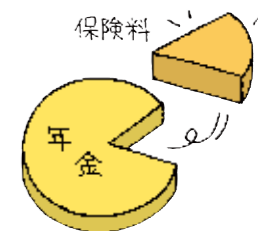
### 特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が、**年額18万円以上**の人

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 65歳(第1号被保険者)になった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など



### 普通徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が、**年額18万円未満**の人

市区町村から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■口座振替がおすすめです!

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。



## 保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

**納期限を過ぎると** 督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

**1年以上滞納すると** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

**1年6か月以上滞納すると** サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてられる場合があります。

**2年以上滞納すると** サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

### やむを得ない理由で保険料を納められないときは…

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられることがあります。困ったときは、お早めに阿南市介護保険課にご相談ください。

# 介護保険の保険証

介護保険の被保険者には、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

**65歳以上の人（第1号被保険者）**… 65歳に到達する月に交付されます。

**40～64歳の人（第2号被保険者）**… 認定を受けた場合などに交付されます。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

● 保険証の番号を確認しましょう。

● 住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

● 裏面の注意事項をよく読みましょう。

保険証は、サービスを利用するときなどに欠かせないものです。大切に扱きましょう。



※市区町村によって保険証の様式が異なる場合があります。

要介護状態区分等	認定された要介護状態区分等
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	市区町村が認定した年月日など
認定の有効期間	認定の有効期間
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	居宅サービス等の1か月に利用できる上限
サービスの種類	サービスの種類
種類支給限度基準額	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及び指定の種類	市区町村によって個別のサービスの上限を設定（設定しない場合はこの欄はありません）
	利用できるサービスの指定がある場合に記載（指定がある場合、そのサービス以外の給付は受けられません）

給付制限内容	期間
開始年月日	年月日
終了年月日	年月日
開始年月日	年月日
終了年月日	年月日
開始年月日	年月日
終了年月日	年月日
介護保険施設等	種類
名称	入所等年月日
種類	退所等年月日
名称	入所等年月日
種類	退所等年月日
名称	退所等年月日

● 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載

● ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等を記載

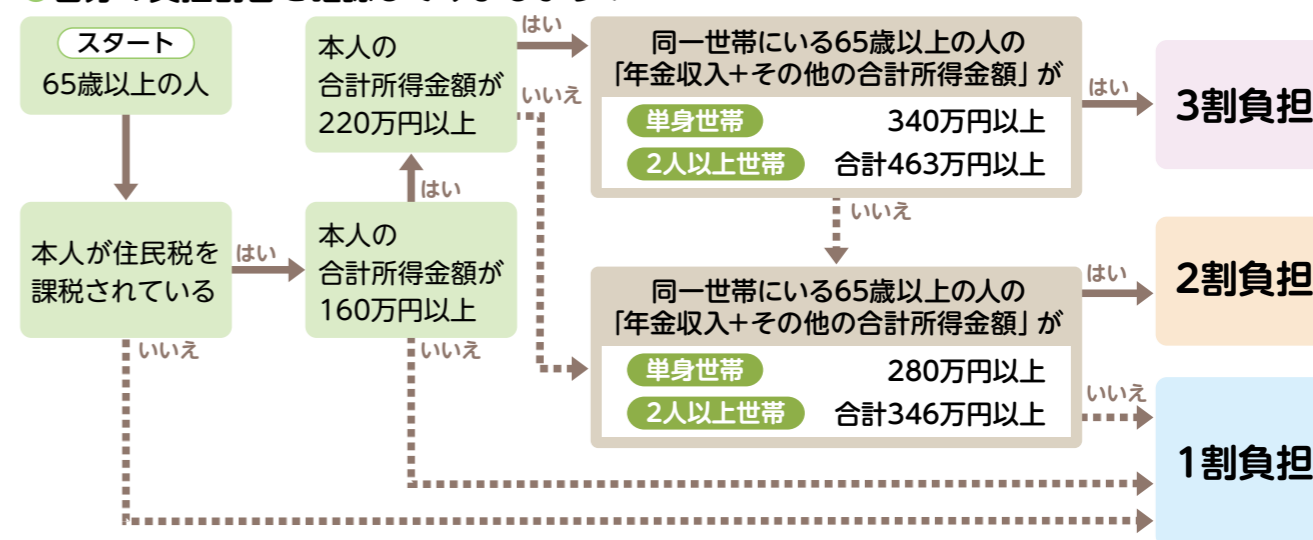
● 施設サービス等を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載

# 利用者の負担

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を事業者に支払います。利用者負担の割合は、所得等により決まります。

<b>3割</b>	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
<b>2割</b>	「3割」に該当しない人で、次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
<b>1割</b>	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

● 自分の負担割合を確認してみましょう！



# 介護保険負担割合証

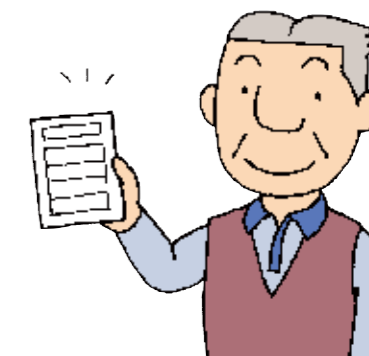
介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年月日
	終了年月日 年月日
割	開始年月日 年月日
	終了年月日 年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

利用者負担の割合が記載されています。介護保険で認定を受けた人などに、一人1枚交付されます。適用期間は8月1日～翌年7月31日で、毎年交付されます。

サービスを利用するときなどに、保険証と一緒に提示します。

● 住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう。

● 利用者負担の割合（1割、2割、3割のいずれか）が記載されています。



## 在宅サービスの費用

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる限度額（支給限度額）が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担はサービス費用の1割、2割、または3割です。限度額を超えて利用した場合は、超えた分が全額利用者の負担になります。

### ◆おもな在宅サービスの支給限度額

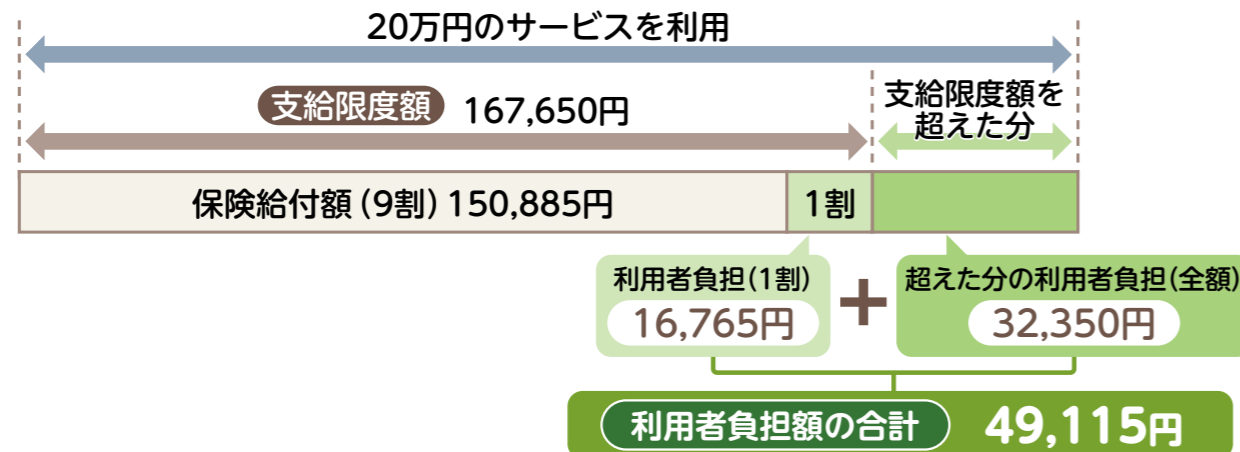
要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



※上記の支給限度額は標準的な地域のもので、地域差は勘案していません。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

### 例 要介護1の人が1か月に20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



### 支給限度額が適用されないサービス

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

#### 要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

#### 要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給
- 施設サービス

## 負担が高額になったとき

### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）して上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

### ◆利用者負担の上限（1か月）

令和8年8月から 利用者負担段階の80万9,000円が82万6,500円に改正される予定です。

利用者負担段階区分		上限額(月額)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●住民税課税～課税所得380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者		個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合（境界層該当者）		世帯 15,000円

●支給対象者には、阿南市から通知しますので「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。申請書は一度提出することにより、以降の申請は不要となります。

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

### ◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

# 利用の手順

介護や支援が必要と思ったら、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）や阿南市の窓口にご相談しましょう。

## 1 相談します

まず、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）や阿南市の窓口にご相談しましょう。必要な介護や支援の度合い（要介護状態区分）によって、利用できるサービスが異なります。

**介護サービス、  
介護予防サービスの  
利用を希望する  
場合は…**

**介護予防・生活支援サービス事業の  
利用を希望する場合は…** P27へ

高齢者お世話センター（地域包括支援センター）で、基本チェックリストを受けます。その結果により、利用できるサービスが異なります。  
基本チェックリストを受けた後でも、必要と思われる場合は要介護認定の申請を案内します。

## 2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、阿南市の窓口にて要介護認定の申請をします。申請は本人または家族のほか、成年後見人、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■ 申請には次のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です）
- 介護保険の保険証（65歳以上の人）
- 医療保険に加入していることが確認できるもの（40～64歳の人）

上記以外に原則として、マイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

## 3 認定調査が行われます

### 認定調査

介護認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人や家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。

### 主治医意見書

本人の主治医が、介護を必要とする原因疾患など心身の状況について記入します。

## 4 審査・判定されます

認定調査の結果などから、要介護状態区分が判定されます。

### 一次判定（コンピュータ判定）

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

### 特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

### 主治医意見書



### 二次判定（介護認定審査会）

阿南市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



## 5 認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険の保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

### 要介護1～5

サービスの利用で生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

#### 利用できるサービス

- 介護サービス

P13へ

### 要支援1・2

要介護状態が軽く、サービスの利用で生活機能が改善する可能性の高い人など

#### 利用できるサービス

- 介護予防サービス
- 介護予防・生活支援サービス事業

P14へ

### 非該当

介護サービスや介護予防サービスは利用できません。

#### 利用できるサービス

ただし、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合は次の事業が利用できます。

- 介護予防・生活支援サービス事業

P27へ

※65歳以上の方はだれでも利用できる一般介護予防事業もあります。くわしくは、P27へ。

### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は、新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です。月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間です。また、認定の効力発生日は、認定申請日になります。更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日になります。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

※更新申請も認定調査があります。

# ケアプランの作成

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランにもとづいて介護保険のサービスを利用します。要介護1～5の人はケアプラン、要支援1・2の人は介護予防ケアプランを作成します。

ケアプランや介護予防ケアプランの相談・作成にかかる費用は、介護保険が全額負担するため、利用者の負担はありません。

## 要介護1～5の人

### 在宅でサービスを利用したい

#### ケアプラン作成を依頼

居宅介護支援事業者にケアプラン作成を依頼します。

※利用するサービスによっては、サービス事業者でケアプランを作成します。

#### ケアプランの作成

- 1 居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、本人や家族と話し合い、課題を分析して、ケアプランの原案を作成します。
- 2 ケアマネジャーを中心に、本人や家族、サービス事業者などで話し合い、原案を検討します。
- 3 話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得てケアプランを作成します。

#### 在宅サービスを利用

サービス事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P15へ

### 施設に入所したい

#### 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込み、契約します。

#### ケアプランの作成

- 1 施設のケアマネジャーが、本人や家族と話し合い、課題を分析して、ケアプランの原案を作成します。
- 2 ケアマネジャーを中心に、本人や家族、施設のスタッフで話し合い、原案を検討します。
- 3 話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得てケアプランを作成します。

#### 施設サービスを利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P21へ

### ■居宅介護支援事業者とは

ケアプランの作成や、サービスを適切に利用できるようサービス事業者などとの連絡や調整をします。また、介護保険施設の紹介や、要介護認定の申請代行もします。ケアマネジャーが所属しています。

### ■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広くを持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスをします。
- 利用者のケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

## 要支援1・2の人

### 介護予防ケアプラン作成を依頼

高齢者お世話センター（地域包括支援センター）または介護予防支援の指定を受けた居宅介護（予防）支援事業者に連絡します。

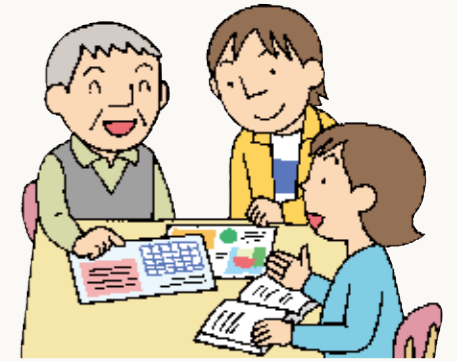
※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）に依頼します。



### 介護予防ケアプランの作成

- 1 高齢者お世話センター（地域包括支援センター）または居宅介護支援事業者の担当者が本人や家族と話し合い、課題を分析します。目標を決めて達成するための内容を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。
- 2 担当者や本人、家族、サービス事業者などで話し合い、原案を検討します。
- 3 話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得て介護予防ケアプランを作成します。



### 介護予防サービスを利用

サービス事業者と契約し、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P15へ

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用

必要に応じてサービス事業者と契約し、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

P28へ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

# 利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかに、サービスの内容や地域による加算、居住費等、食費、日常生活費がかかる場合があります。

## ● 在宅サービス

家に来てもらって利用する

### 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

主なサービス内容

#### 身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- おむつの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、清拭（体を拭く）
- 通院・外出の付き添い など

#### 生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

#### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

身体介護中心(20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心(20分以上45分未満の場合)	179円
通院等乗降介助	97円

要支援1・2の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」を利用します。くわしくはP28へ。



### 訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者 P28へ

ホームヘルパーやボランティアなどが訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

#### 阿南市介護予防訪問介護相当サービス

☆既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス  
食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

#### ■ サービス費用のめやす（1回につき）

標準的な内容の訪問型サービス	287円
生活援助中心 (所要時間20分以上45分未満)	179円
生活援助中心 (所要時間45分以上)	220円
短時間の身体介護が中心	163円

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、地域住民などによる多様なサービスも利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用している人が要介護1～5に認定され、市区町村が必要と認めた場合は継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。

#### 阿南市訪問型生活応援サービス

☆既存のサービス事業者による、生活援助のみのサービス（身体介護は除く）  
掃除・洗濯・調理などの生活援助

#### ■ サービス費用のめやす

生活援助中心 (所要時間20分以上45分未満)	179円
生活援助中心 (所要時間45分以上)	220円

### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。



#### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

1回	1,266円
----	--------

##### 要支援1・2

1回	856円
----	------

### 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。



#### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

1回*	308円
-----	------

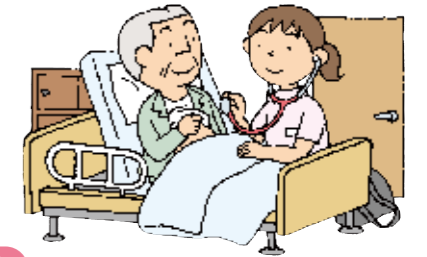
##### 要支援1・2

1回*	298円
-----	------

\*20分間リハビリテーションを行った場合。 \*20分間リハビリテーションを行った場合。

### 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



#### ● 利用者負担のめやす

##### 要介護1～5

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

##### 要支援1・2

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が難しい人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



#### ● 利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

##### 要介護1～5

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

##### 要支援1・2

利用できるサービス（在宅サービス）

## 施設に通って利用する

### 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを日帰りで行います。

**要支援1・2** の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「通所型サービス」を利用します。くわしくはP28へ。



- 利用者負担のめやす  
(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

**要介護1～5** ※送迎を含む。

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

### 通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

**要支援1・2の人** **介護予防・生活支援サービス事業対象者** **P28へ**

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

#### 阿南市介護予防通所介護相当サービス

☆既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

通所介護施設での食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上の支援、生活行為向上のための支援

#### ■サービス費用のめやす（1回につき）

事業対象者 要支援1	月4回まで	436円
事業対象者 要支援2	月8回まで	447円

※介護予防通所介護に相当するサービスのほか、地域住民などによる多様なサービスも利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用している人が要介護1～5に認定され、市区町村が必要と認めた場合は継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。

#### 阿南市はつつデイサービス

☆既存のサービス事業者によるデイサービス  
通所介護施設でのミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など

#### ■サービス費用のめやす（1回につき）

週1回程度	▶266円（月4回まで）
週2回程度	▶268円（月8回まで）

#### ■サービス費用のめやす（1回につき）

送迎（片道）	▶47円	入浴	▶45円
--------	------	----	------

※介護予防通所介護に相当するサービスのほか、地域住民などによる多様なサービスも利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用している人が要介護1～5に認定され、市区町村が必要と認めた場合は継続して介護予防・生活支援サービス事業を利用できる場合があります。

### 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援のほか、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰りで行います。

- 利用者負担のめやす

(通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合)

**要介護1～5**

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

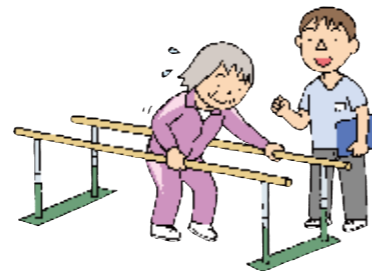
※送迎を含む。

**要支援1・2** (1か月につき)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含む。

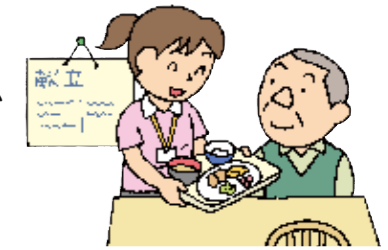
栄養改善	200円
口腔機能向上 (I)	150円



## 短期間施設に入所する

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。



- 利用者負担のめやす（併設型の場合・1日）

**要介護1～5**

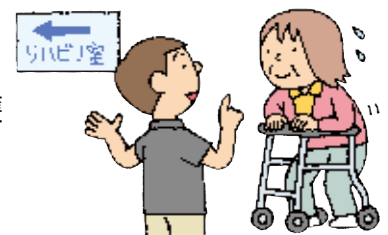
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

**要支援1・2**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

### 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練、日常生活上の支援などを行います。



- 利用者負担のめやす（介護老人保健施設の場合・1日）

**要介護1～5**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

**要支援1・2**

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

## 入居している施設で利用する

### 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

- 利用者負担のめやす（1日）

**要介護1～5**

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

**要支援1・2**

要支援1	183円
要支援2	313円



利用できるサービス（在宅サービス）

## 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

### 対象の福祉用具

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 車いす               | ⑧ スロープ (工事をとまなわないもの) |
| ② 車いす付属品            | ⑨ 歩行器                |
| ③ 特殊寝台              | ⑩ 歩行補助つえ             |
| ④ 特殊寝台付属品           | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器        |
| ⑤ 床ずれ防止用具           | ⑫ 移動用リフト (つり具の部分を除く) |
| ⑥ 体位変換器             | ⑬ 自動排泄処理装置           |
| ⑦ 手すり (工事をとまなわないもの) |                      |

※①～⑥、⑪、⑫は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。  
 ※⑬は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません (尿のみを吸引するものは除く)。

次の福祉用具は、利用方法 (借りる、または購入する) を選択できます。

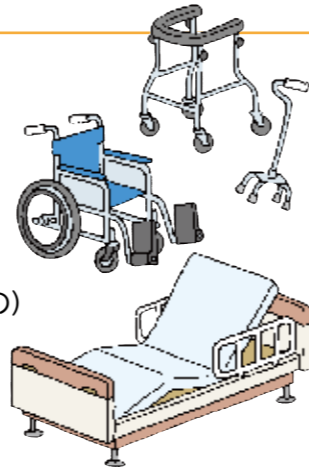
⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器 (歩行車を除く)

⑩のうち単点杖 (松葉杖を除く) と多点杖

利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

### 利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額 (P9参照) が適用されます。用具の種類や事業者により金額は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。



## 特定福祉用具販売

申請が必要です

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

### 対象の福祉用具

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座            | ④ 入浴補助用具        |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤ 簡易浴槽          |
| ③ 排泄予測支援機器        | ⑥ 移動用リフトのつり具の部分 |

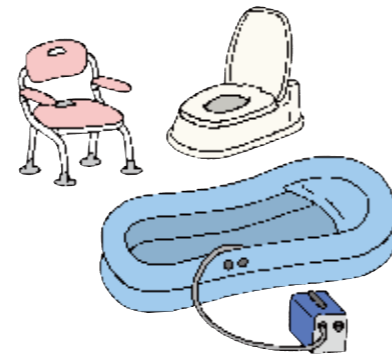
次の福祉用具貸与の対象用具は、購入して利用することもできます。

■固定用スロープ ■歩行器 (歩行車を除く) ■単点杖 (松葉杖を除く) と多点杖

※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。  
 ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

### 利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて阿南市に申請すると、同一年度 (4月1日～翌年3月31日) で10万円を上限に、利用者負担の割合分 (1割、2割、または3割) を除いた金額が支給されます。



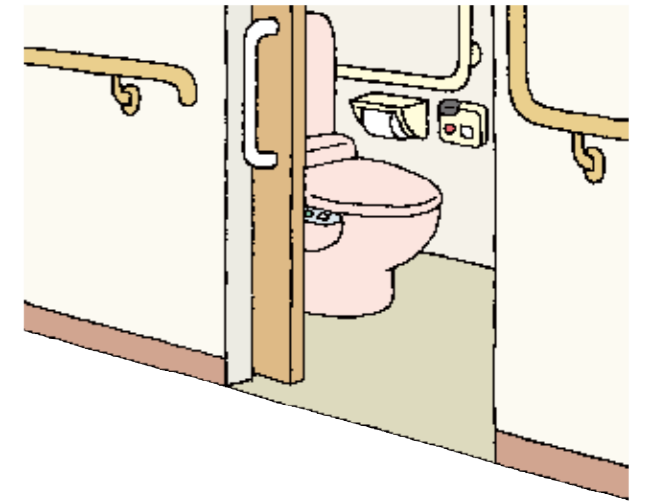
## 住宅改修費支給

事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

### 対象の住宅改修

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥ その他①～⑤に伴い必要な住宅改修

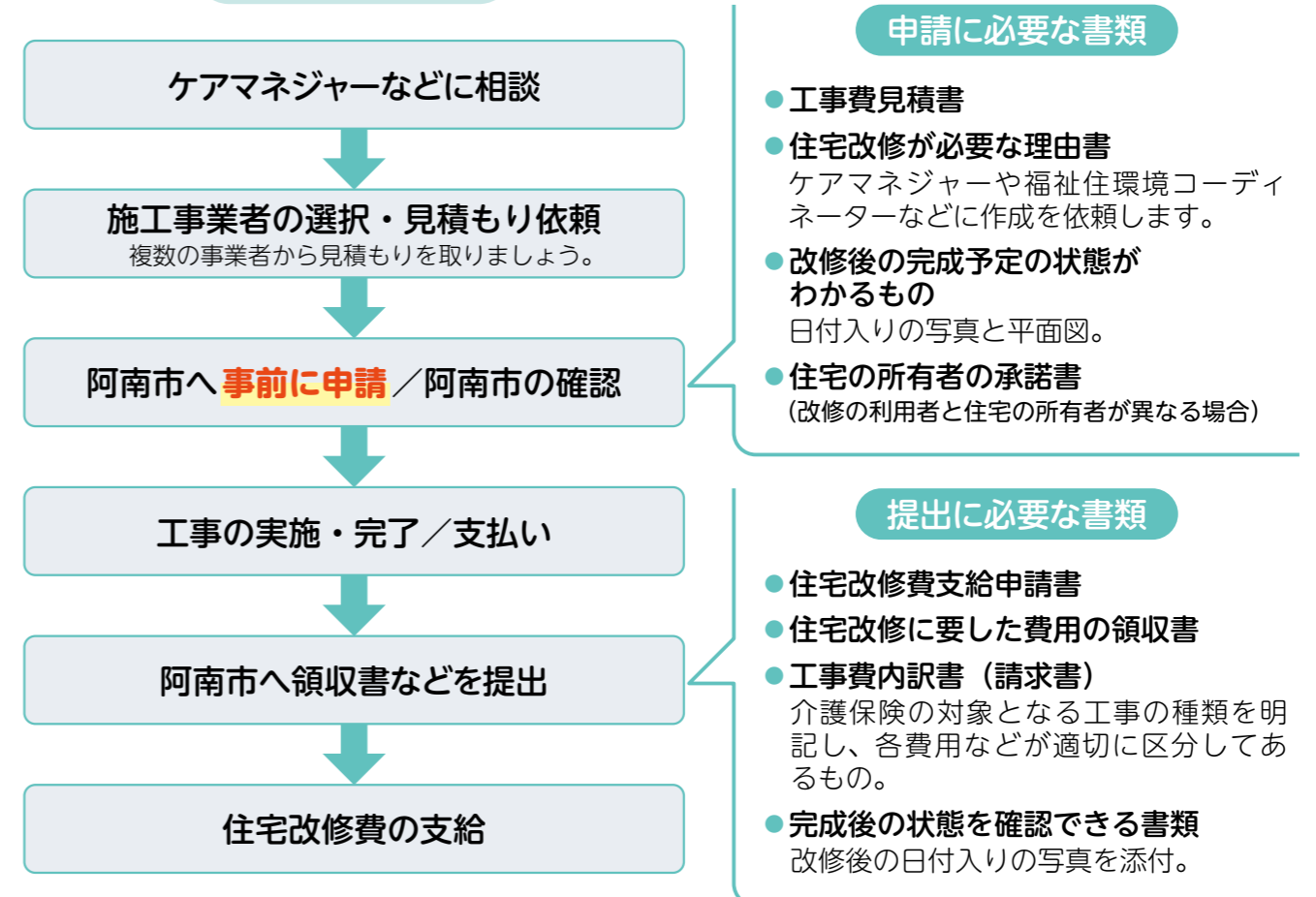


### 利用者負担について

いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで阿南市に申請すると、工事費20万円を上限に、利用者負担の割合分 (1割、2割、または3割) を除いた金額が支給されます。

引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がった場合は、再度給付が受けられます。

### 手続きの流れ

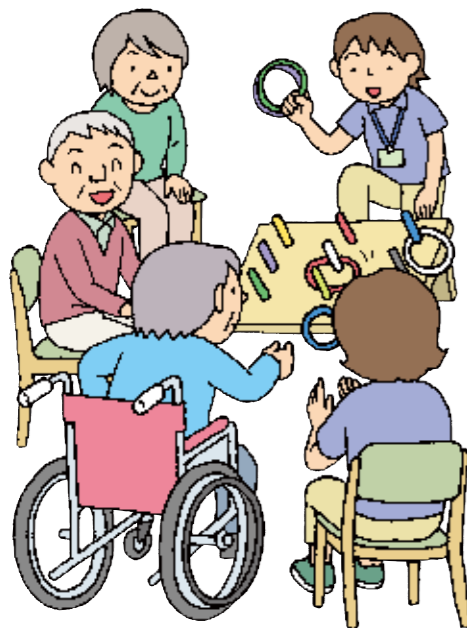


# 施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

## 施設に入所する

### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などを行います。新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。



#### ●利用者負担のめやす (30日の場合)

##### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

### 介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定し在宅復帰をめざしている人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。



#### ●利用者負担のめやす (30日の場合)

##### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

### 介護医療院

長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能もそなえた施設で、医療と介護を一体的に行います。



#### ●利用者負担のめやす (30日の場合)

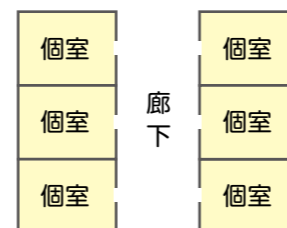
##### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

### 介護施設の部屋のタイプについて

#### 従来型個室

ユニットを構成しない個室



#### 多床室

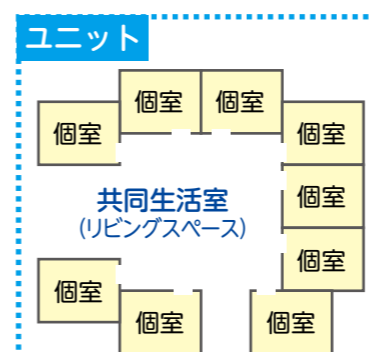
ユニットを構成しない相部屋



- 個室とは、壁が天井まであり、完全に仕切られている部屋のことです。
- ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室 (リビングスペース) によって一体的に構成される場所のことです。

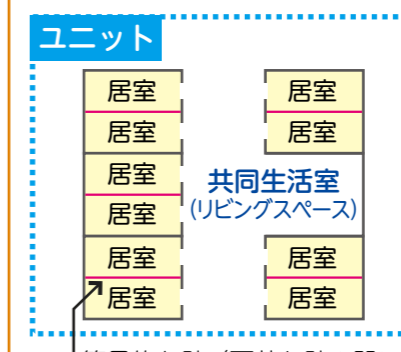
#### ユニット型個室

ユニットを構成する個室



#### ユニット型個室的多床室

ユニットを構成し、完全な個室ではない部屋



簡易的な壁 (天井と壁の間に一定の隙間があっても可)



利用できるサービス (施設サービス)

## 施設サービスの費用

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割のほかに、食費・居住費等・日常生活費が利用者の負担になります。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

**基準費用額** 施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,445円【1,545円】令和8年8月から食費が【 】内の金額に改正される予定です。
- 居住費等：ユニット型個室2,066円  
 ユニット型個室的多床室1,728円  
 従来型個室1,728円（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は1,231円）  
 多床室437円または697円\*（介護老人福祉施設または短期入所生活介護は915円）  
 \*室料負担のある多床室（介護老人保健施設の「療養型」「その他型」、「II型」介護医療院（いずれも8㎡/人以上に限る）は697円です（短期入所サービスも含む）。

### 低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。



◆負担限度額（1日あたり） **令和8年8月から** 利用者負担段階の80万9,000円が82万6,500円に改正される予定です。また、食費、居住費等のうち一部が【 】内の金額に改正される予定です。

利用者負担段階	食費		居住費等			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下の人	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円超120万円以下の人	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【1,470円 (980円)】	430円 【530円*】

\*介護老人福祉施設と、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある場合の金額です（短期入所サービスも含む）。

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護は（ ）内の金額になります。

❗ 次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合

② 利用者負担段階が  
 第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合  
 第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合  
 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合  
 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

\*第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

## 地域密着型サービス （原則として、住民票がある市区町村の地域密着型サービスのみ利用できます）

### 住み慣れた地域で利用する

### 地域密着型通所介護

※要支援1・2の人は利用できません。

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす  
 （7時間以上8時間未満の場合）

#### 要介護1～5

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

### 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせた多機能なサービスを行います。

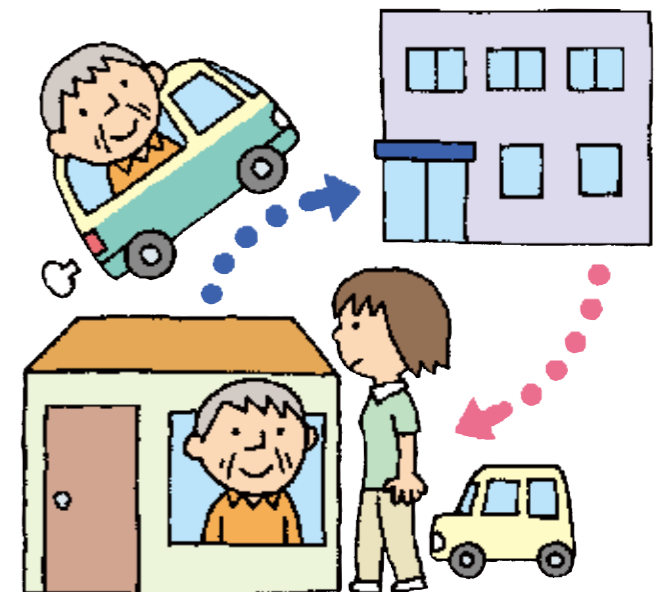
●利用者負担のめやす  
 （1か月）

#### 要介護1～5

要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

#### 要支援1・2

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円



## 看護小規模多機能型居宅介護

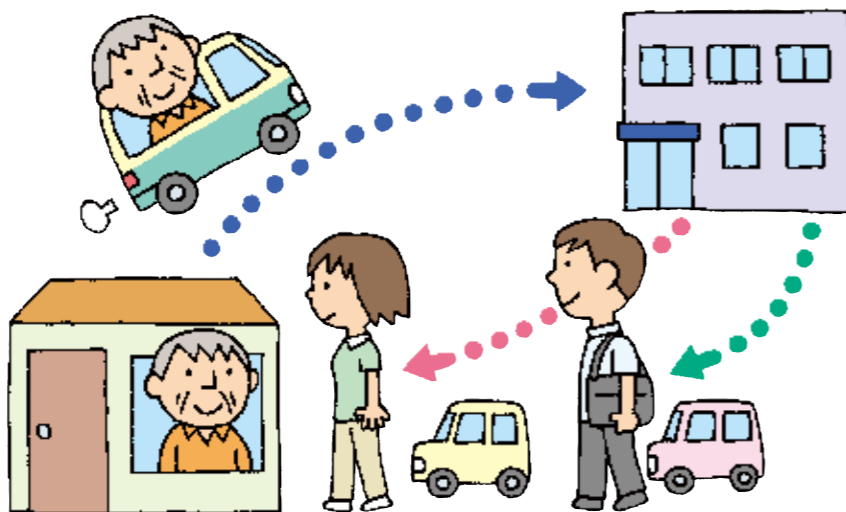
※要支援1・2の人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行います。

●利用者負担のめやす  
(1か月)

### 要介護1～5

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円



## 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

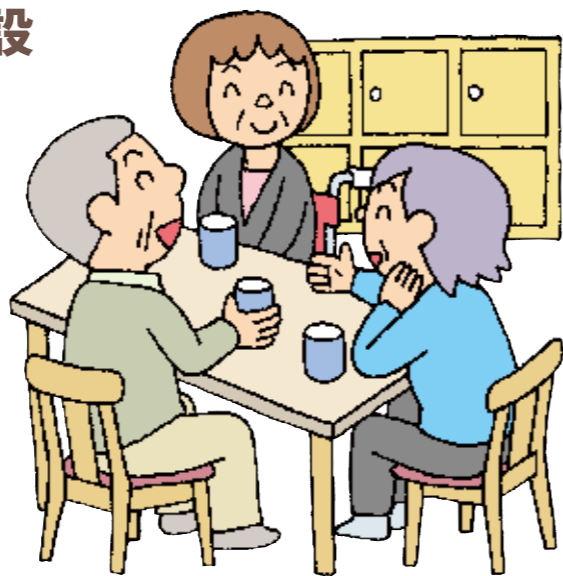
※要支援1・2の人は利用できません。

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●利用者負担のめやす  
(1日)

### 要介護1～5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円



## 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など専門的なケアを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす  
(単独型・7時間以上8時間未満の場合)

### 要介護1～5

要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

### 要支援1・2

要支援1	861円
要支援2	961円



## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※要支援1の人は利用できません。 ※要支援2の人は新規での利用はできません。

認知症の人を対象に、共同生活する住宅で食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす  
(ユニット数1の場合・1日)

### 要介護1～5

要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

### 要支援2

要支援2	761円
------	------



# ● 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた介護予防のためのサービスを利用することができます。

## 利用の流れ



- **基本チェックリスト** 基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、<sup>こころ</sup>口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。
- **生活機能** 人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の動きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。

# 介護予防・生活支援サービス事業

## 訪問型サービス

**介護サービス事業者による介護予防訪問介護サービス**

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

阿南市介護予防訪問介護相当サービス P15へ  
阿南市訪問型生活応援サービス



**住民ボランティアなどによる多様なサービス**

- 掃除・洗濯・ゴミ出しや布団干しなどの生活援助など（身体介護は除く。）

阿南市ご近所ヘルパー（原則独居高齢者）  
週1回程度 利用料1回100円（30分以内）、200円（60分以内）

- 移送前後の乗降支援 など

阿南市ご近所ドライブパートナー（一部地域限定、原則独居高齢者）  
週1回程度 利用料片道200円

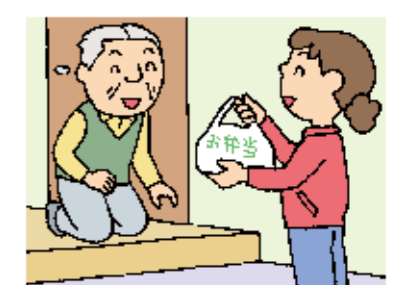


## 通所型サービス

**介護サービス事業者による介護予防通所介護サービス**

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

阿南市介護予防通所介護相当サービス P17へ  
阿南市はつらっデイサービス



**住民ボランティアなどによる多様なサービス**

- 自主的な通いの場でのミニデイサービス、レクリエーション活動、体操・運動の活動など

阿南市ご近所デイサービス 週1回程度 利用料1回100円

## 一般介護予防事業

- **介護予防把握事業** 閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
- **介護予防普及啓発事業** 介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
- **地域介護予防活動支援事業** 地域住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。阿南市の介護予防活動には、あななんサロンといきいき100歳体操があります。
- **地域リハビリテーション活動支援事業** 介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが参加します。



利用できるサービス（総合事業）

# 市内の事業所・お世話センター等一覧

## 居宅介護支援事業所一覧（地域密着型含む）

（令和8年4月1日現在 阿南市内）

居宅介護支援事業所は、在宅サービスを受ける時に、本人や家族の意見をふまえてサービスの計画を立てます。

### ●指定居宅介護支援事業所

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	居宅介護支援事業所らいず	富岡町玉塚67-1	24-8338
2	介護支援サービス阿南市社協	富岡町北通33-1 ひまわり会館内1F	28-9966
3	あすみ在宅介護支援事業所	西路見町堤外65番地1	28-6384
4	居宅介護支援事業所岩城クリニック	学原町上水田11番地1	23-5600
5	双葉会居宅介護支援センター	見能林町南林260番地の7	23-5887
6	阿南荘在宅介護支援センター	宝田町今市金剛寺43番地	22-0070
7	JA徳島厚生連 指定居宅介護支援事業所共栄	宝田町川原6番地1	28-6032
8	健祥会ケアプランセンター阿南	宝田町川原7番地3	24-8830
9	介護老人保健施設 阿南名月苑 居宅介護支援事業所	上中町南島325-1	22-2210
10	青彩会在宅介護支援センター	長生町西方59番地	23-1051
11	心和会在宅介護支援センター悠和	新野町信里65番地	36-3688
12	居宅介護支援事業所イツモ新野	新野町廿枝20番地2 ウッドヴィレッジ新野205号室	49-3500
13	居宅介護支援事業所なごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5番地2	21-8555
14	健祥会ケアプランセンター	羽ノ浦町中庄大知淵8番地1	44-6836
15	居宅介護支援事業所ほっとピース	羽ノ浦町宮倉橋ノ本20番地6	24-9881
16	居宅介護支援事業所コスモスの里	羽ノ浦町明見135番1	44-6661
17	指定居宅介護支援事業所 ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上55番地1	24-8828
18	居宅介護支援事業所夢・美月	那賀川町色ヶ島網干65番地1	42-2433
19	ライフケアサポート陽海	畷町新はり179番地12	49-5340
20	指定居宅介護支援事業所あゆむ	見能林町清水山ノ東7-1	49-1353
21	琴江荘居宅介護支援事業所	宝田町今市金剛寺38番地1	23-1200
22	指定居宅介護支援事業所 ロイヤルフラワーガーデン	中林町蟹田1番地2	22-8877

※休止・廃止（予定）の事業所は掲載していません。

### ●小規模多機能型居宅介護事業所

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	小規模多機能型居宅介護 セカンドハウスサクラ	原ヶ崎町居屋敷156-2	24-5101
2	ウィズ双葉	見能林町南林260-2	24-9123
3	小規模多機能型居宅介護事業所 花畑	中林町蟹田1-2	22-8877
4	多機能ホームキムラ	横見町高川原29-1	23-5031
5	シルバー小規模多機能ホーム	上中町岡222-1	24-3720
6	小規模多機能ホーム 緑風会登子	下大野町五反畑126番地1	23-3301
7	菜の花小規模多機能ホーム	新野町妙見前74番地12	36-3772
8	小規模多機能ホーム 健祥会セビリア	羽ノ浦町中庄大知淵31	44-6870
9	小規模多機能型居宅介護ホームいちご	那賀川町西原248番地	42-3923

### ●看護小規模多機能型居宅介護事業所

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	看護小規模多機能型居宅介護寿限無	見能林町南林396番	22-2223
2	複合型サービス なかよしホーム	長生町坊ノ前5番地1	24-5011

## 指定介護予防支援事業所一覧

（令和8年4月1日現在）

番号	事業所名	所在地	電話番号
1	ライフケアサポート陽海	畷町新はり179番地12	49-5340
2	阿南荘在宅介護支援センター	宝田町今市金剛寺43番地	22-0070
3	居宅介護支援事業所なごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5番地2	21-8555
4	健祥会ケアプランセンター	羽ノ浦町中庄大知淵8番地1	44-6836
5	健祥会ケアプランセンター阿南	宝田町川原7番地3	24-8830
6	指定居宅介護支援事業所あゆむ	見能林町清水山ノ東7-1	49-1353
7	双葉会居宅介護支援センター	見能林町南林260番地の7	23-5887
8	琴江荘居宅介護支援事業所	宝田町今市金剛寺38番地1	23-1200
9	介護老人保健施設 阿南名月苑 居宅介護支援事業所	上中町南島325番地の1	22-2210
10	居宅介護支援事業所岩城クリニック	学原町上水田11-1	23-5600

※対象の要支援者を担当するのは、利用者の住む所在地のお世話センター及び上記の事業所です。上記の事業所については圏域の制限はありません。

## 介護保険施設一覧（地域密着型含む）

（令和8年4月1日現在 阿南市内）

### ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	所在地	電話番号
双葉の丘	見能林町南林30番地1	23-2882
花宝	中林町蟹田1番地2	23-2121
阿南荘	宝田町今市金剛寺43番地	22-5656
琴江荘	宝田町今市金剛寺38番地1	23-1200
ライフイン長生	長生町西方59番地	23-5979
緑風会ルネッサンス	福井町湊1番地8	34-3200
コスモスの里	羽ノ浦町明見135番1	44-5667
ヴィラ羽ノ浦	羽ノ浦町岩脇上平69番地	21-8181
健祥会バイエルン	那賀川町苅屋289番地2	21-2420

### ●介護老人保健施設（老人保健施設）

施設名	所在地	電話番号
阿南名月苑	上中町南島325番地の1	22-2210
悠心館	新野町信里6番地1	36-3637
ロイヤルケアセンター	羽ノ浦町中庄池ノ上55番地1	24-8828

### ●介護医療院

施設名	所在地	電話番号
原田病院	富岡町あ石14番地の1	22-0990

## 特定施設及びグループホーム一覧

（令和8年4月1日現在 阿南市内）

### ●特定施設入居者生活介護

※1か月（30日）あたりの利用料金のめやす（1割負担の方）

要支援1 …… 5,490円 要支援2 …… 9,390円

要介護1 …… 16,260円 要介護5 …… 24,390円

【この他に施設への入居費用、おむつ代、その他日常生活費等が必要になります。】

施設名	所在地	電話番号
ケアハウスタラサ双葉	見能林町南林260番地の3	22-2913

### ●グループホーム

※1か月（30日）あたりの利用料金のめやす（2ユニットの1割負担の方）

要介護1 …… 22,590円 要介護5 …… 25,350円

【この他に家賃、食材料費、理美容代、おむつ代、その他日常生活費等が必要になります。】

施設名	所在地	電話番号
グループホーム阿南向日葵	日開野町筒路10番地1	24-3636
グループホーム青葉園	見能林町青木75番地3	24-6858
高齢者グループホーム双壽園	見能林町南林258番地5	24-8855
グループホーム無量寿	見能林町南林396番	22-2226
グループホーム合歓の木	新野町西馬場3番地の3	36-2024
グループホームあすか	羽ノ浦町宮倉原ノ内40番地	44-6300
グループホーム笑顔毎日	羽ノ浦町中庄大知淵10番	44-1801
グループホーム花乃苑	羽ノ浦町中庄大久保78番地	44-1331
グループホームなかがわ苑	那賀川町大京原393番地1	42-4878
グループホーム那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面71番1	42-4433
グループホームスマイル家族	那賀川町原245番地	21-2227
グループホーム高砂	那賀川町芳崎366-1	42-1000

## 有料老人ホーム及び軽費老人ホーム一覧

(令和8年4月1日現在 阿南市内)

### ●有料老人ホームとは

高齢者が入居して生活支援、食事の提供などのサービスを受けることができる施設です。費用やサービスは、入居時に締結する契約により、利用者と施設の間で定めることとなります。また、入居者に対し食事提供などのサービスを行っているサービス付き高齢者向け住宅も、有料老人ホームに含まれます。

施設名	所在地	電話番号
とみおかの里有料老人ホーム	富岡町西新町8-1	24-9065
サービス付き高齢者向け住宅イツモ阿南	宝田町井関147番6	24-8701
シニアレジデンスなごみ	羽ノ浦町中庄なかれ5-2	21-8555
シニアレジデンスなごみⅡ	羽ノ浦町岩脇神代地100-1	24-8555
有料老人ホームなかかわ苑	那賀川町大京原筋225-1	42-2050
住宅型有料老人ホーム オレンジエクスプレス	羽ノ浦町古庄大坪原42-7	0884-63-0138

### ●軽費老人ホームとは

体の衰え又は高齢者等のため独立して生活するには不安がある方が入所できる施設です。費用は、生活費、事務費及び管理費が必要です。事務費については収入に応じて負担していただきます。

施設名	所在地	電話番号
ケアハウスタラサ双葉	見能林町南林260-3	22-2913
ケアハウス悠和館	新野町信里65	36-3820
ケアハウス健祥会アンダルシア	羽ノ浦町中庄大知淵8-1	44-6830

※上記、有料老人ホーム及び軽費老人ホームは、介護保険施設ではありません。但し、介護認定を受けられている方は、上記老人ホームに入居し、デイサービス等の介護保険サービスを受けることは可能です。

## 高齢者お世話センター(地域包括支援センター)を 利用しましょう

高齢者お世話センター(地域包括支援センター)は、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えます。

自立した生活ができるよう  
支援します

### 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者などが自立して生活できるように介護予防の支援をします。

みなさんの権利を守ります

### 権利擁護

安心していきいきと暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害などに対応します。

## 高齢者お世話センター(地域包括支援センター)



主任ケアマネジャー



保健師

(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

高齢者お世話センター(地域包括支援センター)では、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら総合的に高齢者を支えます。

ご相談ください

### 総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他困ったことがあれば、ご相談ください。

さまざまな方面から支えます

### 包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!

## 住み慣れた地域での暮らしを支える「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要とされるサービスを切れ目なく提供していくことで、地域に住む高齢者の生活を支えます。

高齢者お世話センター(地域包括支援センター)は、市区町村と協力しながら地域の高齢者が抱えるさまざまな問題を見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアシステムの調整役を担っています。

# 高齢者お世話センター（地域包括支援センター）一覧

名称	連絡先	担当地域
阿南東部 高齢者お世話センター	宝田町今市金剛寺43番地 ☎22-4577	富岡・学原・日開野・七見・領家 住吉・原ヶ崎・西路見・出来町 豊益・福村・畛・黒津地・向原 辰己・宝田・上中・柳島・横見
阿南中部 高齢者お世話センター	見能林町南林260番地7 ☎23-3728	才見・中林・見能林・大潟・津乃峰 橘・阿瀬比・山口・桑野・内原
阿南西部 高齢者お世話センター	羽ノ浦町中庄大知淵8番地1 ☎44-6836	長生・上大野・中大野・下大野 楠根・熊谷・吉井・加茂・深瀬 十八女・水井・大井・大田井・細野
阿南南部 高齢者お世話センター	新野町信里65番地 ☎36-3634	新野・福井・椿・椿泊
阿南北部第1 高齢者お世話センター	[R8.4月まで] 那賀川町苅屋357番地1 [R8.5月から] 那賀川町苅屋325番地2 ☎42-2900	伊島・那賀川・羽ノ浦（岩脇・古庄 古毛・明見・春日野・西春日野）
阿南北部第2 高齢者お世話センター	羽ノ浦町中庄大知淵8番地1 ☎44-6836	羽ノ浦（宮倉・中庄）